

1 趣旨

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で、基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことによって認知症者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

- (1) 一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会が山口県より指定を受けて行います。
- (2) 本会は社会福祉 法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用し、管理・運用します。

3 受講者の資格

山口県内に所在地のある介護保険施設・事業所等に介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者

※令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。当該義務づけの適用にあたり、既存の職員は令和6年3月31日まで経過措置がありました。また、**新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。**

4 募集定員

募集定員 100名

※募集予定定員を超過して募集が行われた場合は山口県担当課と協議の上、募集定員の上限を再設定することもある

5 受講料

一般申込 5,000円 ・ 本会会員 4,000円

※本会会員とは山口県宅老所・グループホーム協会の正会員のことを指します。

6 日程

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間

7 開催方法

- (1) 仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用します。
- (2) 「eラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。
- (3) 受講にあたり以下のア～ウの条件を全て満たしている必要があります。

- ア 必要環境 HTML5 対応ブラウザ及び Javascript が有効になっていること
- イ 対応端末 上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット端末 ・スマートフォン
- ウ 対応ブラウザ Microsoft Edge、 Google Chrome、 Firefox、 Safari (いずれも最新版)

8 受講募集期間、申込方法

- (1) 受講募集期間：令和6年4月1日 から 令和7年2月中旬頃まで
- (2) 申込方法：各施設・事業所の長を通して、直接、山口県宅老所・グループホーム協会あてに FAX、郵送もしくはメールにて申し込むものとする

申 込 先：一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会「認知症介護基礎研修」係
 郵送の場合：〒745-0004 山口県周南市毛利町3-45
 FAXの場合：FAX 番号0834-51-7730
 メールの場合：info@yamaguchi-ghr.com
 申込に関するお問い合わせは TEL:090-8998-8977 (事務局) までお願いします。

9 研修カリキュラム

教 科 名	時 間 数	区 分	通信形式
【認知症の人の理解と対応の基本】			
1) 認知症の人を取り巻く現状 ・ 認知症施策の概要 認知症施策推進大綱	150 分	e-ラーニング	○
2) 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 ・ 基礎となる理念や考え方、尊厳の保持、偏見や誤解の解消、日常生活・社会生活における意思決定支援とは			
3) 認知症の人を理解するために必要な基礎知識 ・ 認知症の症状と生活や心理への影響、症状出現に影響する要因			
4) 認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実践上の留意点 ・ チームケアの観点を含めた基礎的な認知症ケアの方法、家族介護者への支援方法、日常生活・社会生活における意思決定支援の方法			
合計	150 分程度		

(使用教材)【認知症介護基礎研修 e ラーニング システム 運営事務局】
 社会福祉法人東北福社会 認知症介護研究・研修仙台センター

10 個人情報の取扱いについて

本研修の申込者に係る個人情報は、本会「個人情報保護に関する取り扱いについて」に基づき、下記により適切に取り扱うこととし、他の目的で使用することはありません。

- (1) 受講申込書に記載された個人情報は、本研修に係る企画、受講者名簿の作成・管理等本研修に関することのみ目的で使用します。

1 1 修了証書

- (1) 全てのコンテンツを視聴し、全ての確認テストを終了し、山口県宅老所・グループホーム協会の確認作業（承認作業）を終了後、システム上から修了証書を発行できます。
- (2) 修了証書は PDF ファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。
- (3) 研修修了直後でなくても 修了証書の発行はできます。 後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了書証書の発行画面へ進んでください。（表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません）。

1 2 その他

- (1) 申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、山口県、山口県宅老所・グループホーム協会、仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。
- (2) 替え玉受験をはじめとした不正行為が判明した場合、その後当該施設・事業所からの一切受付付けません。
- (3) ID とパスワードが分からなくなった場合は、トップページ (<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) から、「ID・パスを忘れた方はこちらへアクセスし、お手続きをしてください（山口県及び山口県宅老所・グループホーム協会でお調べしたり再発行したりすることはできません）

1 3 問い合わせ先

- (1) 本研修に関するお問い合わせ先

(社) 山口県宅老所・グループホーム協会 事務局 (担当:安達)

〒745-0004 山口県周南市毛利町3-45

TEL 090-8998-8977 FAX 0834-51-7730

- (2) 受講要件等及び研修事業全般に関すること

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班 (担当: 静川)

TEL 083-933-2788